

2018年4月24日



各 位

会社名 日本電産株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 永守 重信
取引所 東証一部(6594)
所在地 京都市南区久世殿城町338
問合せ先 人事企画部長 大西 昌史
電話 (075)935-6600

当社グループの取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2018年4月24日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役、執行役員及び同等の地位を有する者（以下「当社取締役等」）ならびに当社の主要グループ会社の社外取締役を除く取締役及び執行役員（以下「グループ会社取締役等」、当社取締役等と併せて「対象取締役等」）への新たなインセンティブ・プランとして、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」）を導入することを決議いたしました。

また、当社取締役等を対象とした本制度に関する議案を2018年6月開催予定の第45期定時株主総会（以下「本総会」）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入

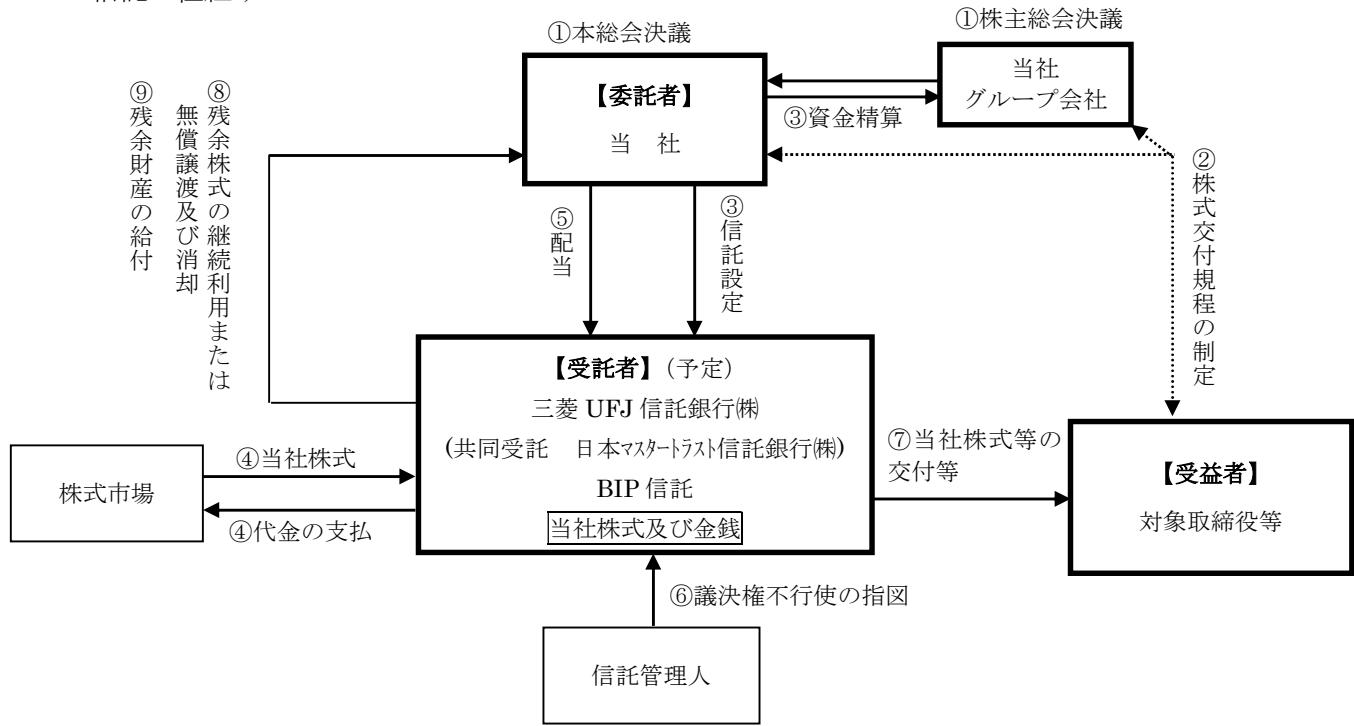
(1) 当社グループは、「高成長、高収益、高株価」をモットーとした持続的な企業価値の拡大のため、経営及び経営体制の強化に努めており、中長期的な成長戦略として、中期経営計画「Vision 2020」を策定、公表しております。

当社及び当社グループ会社は、グループ一体となって中期経営計画「Vision 2020」の実現及び中長期的な企業価値拡大に向けて、対象取締役等の報酬等と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中期経営計画における業績目標達成等の意欲を高めること及び、対象取締役等による自社株保有の促進を通じて持続的な企業価値（株式価値）向上への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を導入いたします。

なお、当社は本日別途、当社を含む国内外のグループ会社の幹部向けにも、本制度と同様のインセンティブ・プランを導入することを決定いたしました。詳細は、本日付の適時開示「国内外の当社グループ幹部に対する業績連動型株式付与制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

- (2) 本制度の導入は、本総会及び当社の各グループ会社の株主総会における本制度に関する議案の承認可決を条件といたします。
- (3) 本制度は、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP信託」）の仕組みを採用いたします。BIP信託は、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度と同様に、役位及び業績目標達成度等に応じて対象取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」）を交付及び給付（以下「交付等」）する、役員向けの株式報酬制度です。
- (4) 本制度の導入により、対象取締役等の報酬は、「基本報酬」及び「株式報酬」により構成されます。

2. BIP 信託の仕組み



- ① 当社及び当社グループ会社は、本制度の導入に関して、各社の株主総会において役員報酬の決議を得ます。
- ② 当社及び当社グループ会社は、各社の取締役会において本制度に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、対象取締役等の株式報酬の原資となる金銭を①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で受託者に信託し、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とするBIP信託（以下「本信託」）を設定します。グループ会社取締役等の株式報酬の原資となる信託金相当額については、当社グループ会社との間で精算します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、各社が負担する対象取締役等の株式報酬の原資となる金銭の金額に応じて管理されます。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、役位及び業績目標達成度等に応じて、対象取締役等に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす対象取締役等に対して、下記3.(6)のとおり、原則として退任時に、当該ポイント数に応じた株数の当社株式等について交付等が行われます（なお、下記3.(6)のとおり、信託契約の定めに従い、原則として、当該ポイントに対応する当社株式の50%（単元未満株数は切り捨て）については当社株式の交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます）。
- ⑧ 残余財産の給付: 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、取締役会決議等により信託契約の変更及び本信託へ追加拠出を行うことにより、本制度もしくはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用するか、または、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 無償譲渡及び消却: 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については当社及び当社グループ会社と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(注) 受益者要件を満たす対象取締役等への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなつ

た場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了いたします。なお、当社及び当社グループ会社は、各社が株主総会決議で承認を受けた信託金の範囲内、かつ、上限交付株式数（下記3.(7)に定める）の範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社の掲げる中期経営計画の対象となる事業年度（以下「対象期間」）を対象として、対象取締役等の役位及び中期経営計画の業績目標達成度等に応じて、役員報酬として当社株式等について交付等を行う株式報酬制度です（当初の対象期間は、中期経営計画「Vision 2020」の残存期間である2019年3月で終了する事業年度から、2021年3月で終了する事業年度までの3事業年度といたします）。本制度による役員報酬は、単年度の業績目標達成度等に応じて当社株式等の交付等を行う「短期業績連動部分」と中期経営計画の業績目標達成度等に応じて当社株式等の交付等を行う「中期業績連動部分」から構成され、「短期業績連動部分」と「中期業績連動部分」の構成割合は、60%と40%といたします。

なお、下記(4)②による本信託の継続が行われた場合には、以降の中期経営計画に対応する事業年度をそれぞれ対象期間といたします。

(2) 本制度の導入に係る株主総会決議

当社及び当社グループ会社は、各社の株主総会において、対象期間において本信託に拠出する金額の上限及び対象取締役等に対して交付等が行われる株式等の総数の上限その他必要な事項を決議し、当該株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を運営いたします。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

対象取締役等は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、本信託からポイント数（下記(5)に定める）に応じた数の当社株式等の交付等を受けています。

- ① 対象期間中に対象取締役等であること
- ② 当社または当社グループ会社を退任していること（※1）（※2）
- ③ 自己都合や解任等により退任した者や、在任中に一定の非違行為があった者ではないこと
- ④ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

（※1）下記(4)③に記載する信託期間の延長が行われ、延長後の信託期間の終了時においても受益者要件を満たす可能性のある対象取締役等が在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象取締役等の在任中に当社株式等が交付等されることになります。

（※2）海外赴任が決定した場合、対象取締役等の在任中であっても当社株式等の交付等が行われる場合があります。

(4) 信託期間

① 当初の信託期間

本制度に基づき設定する本信託の信託期間は、2018年7月26日（予定）から2021年8月末日（予定）までの約3年間といたします。

② 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度または本制度と同種の株式報酬制度として本信託を継続することができます。その場合、その時点において当社が策定している中期経営計画に対応する年数が新たな対象期間となり、当該新たな対象期間と同一期間について本信託の信託期間を延長し、当社及び当社グループ会社は延長された信託期間ごとに、それぞれの株主総会の承認決議を得た、当該新たな対象期間において本信託に拠出する金額の上限の範囲内で追加拠出を行い、対象取締役等に対するポイントの付与を継続いたします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が完了であるものを除きます）及び金銭（以下「残存株式等」）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、それぞれの株主総会で承認決議を得た、当該新たな対象期間において本信託に拠出する金額の上限の範囲内といたします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することができます。

③ 本信託の終了の取扱い（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある対象取締役等が在任している場合には、それ以降、対象取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該対象取締役等が退任し、当該対象取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることができます。

(5) 対象取締役等に交付等が行われる当社株式等の数

対象取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、以下のポイント算定式に従って算出されるポイントの数に応じ、1ポイントにつき当社株式1株として決定いたします。なお、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合は、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイント当たりに交付等が行われる当社株式等の数及び下記(7)②の上限株数を調整いたします。

(ポイントの算定式)

① 短期業績連動部分

役位ごとに予め定められた基準報酬額を本信託が当社株式を取得したときの株価で除して算定したポイント（以下「基準ポイント」）を基に、以下の算定式で算出する単年度ポイントに年度計画の業績目標の達成度等に応じた業績連動係数を乗じて算出した短期業績連動ポイントを、対象期間中の各事業年度に在任している対象取締役等に対して付与いたします。

単年度ポイントの算定式 : 基準ポイント×60%

短期業績連動ポイント数の算定式 : 単年度ポイント×年度計画に係る業績連動係数(※3)(※4)

② 中期業績連動部分

基準ポイントを基に、以下の算定式で算出する単年度ポイントを、対象期間中の各事業年度に在任している対象取締役等に対して付与いたします。対象期間終了後に、対象取締役等に対して付与した単年度ポイントを累計し、この累計値に中期経営計画の業績目標の達成度等に応じた業績連動係数を乗じて、中期業績連動ポイント数を算出いたします。

単年度ポイントの算定式 : 基準ポイント×40%
中期業績連動ポイント数の算定式 : 対象期間中の単年度ポイントの累計値×
中期経営計画に係る業績連動係数(※3)(※4)

(※3) 業績連動係数は、年度計画または中期経営計画で掲げる連結売上高、連結営業利益等で評価するものとし、業績連動係数の変動幅は、0%～200%といたします。

(※4) 信託期間中に退任等で対象取締役等でなくなった場合に付与するポイント数は、在任期間等に基づき調整を行います。

(6) 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を満たした対象取締役等は、退任時に、上記(5)に基づき算出される短期業績連動ポイントと中期業績連動ポイントとを累積したポイント数(以下「累積ポイント数」)の50%に相当する当社株式(単元未満株式については切り捨て)の交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものといたします。ただし、対象取締役等が日本株式を取り扱う証券口座を有しない場合には、累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものといたします。

なお、対象取締役等が在任中に死亡した場合には、対象取締役等の死亡時までの累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、当該対象取締役等の相続人が、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものといたします。

また、対象取締役等の海外赴任が決定した場合には、累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を在任中に受けることがあります。

その他、上記(4)③の信託期間の延長が行われ、延長後の信託期間の終了時においても、受益者要件を満たす可能性のある対象取締役等が在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象取締役等の在任中に当社株式等の交付等が行われることになります。

(7) 本信託に拠出される当社取締役等に対する信託金の上限額及び本信託から当社取締役等に交付等が行われる当社株式等の上限株数

対象期間に係る当社取締役等に対する株式報酬として本信託に拠出される信託金の上限額及び本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数は、本総会において決議されることを条件として、以下の上限に服するものといたします。

① 当初の対象期間に係る当社取締役等に対する株式報酬として本信託に拠出する信託金の上限額：11.1億円(※5)

ただし上記(4)②の本信託の継続が行われた場合には、新たな対象期間に係る当社取締役等に対する株式報酬として本信託に拠出する信託金の上限額は、3.7億円に新たな対象期間の年数を乗じた金額といたします。

(※5) 本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。

② 当初の対象期間に係る当社取締役等に対する株式報酬として本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数：66,900株(※6)

ただし上記(4)②の本信託の継続が行われた場合には、新たな対象期間に係る当社取締役等に対する株式報酬として、本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数は、22,300株

に新たな対象期間の年数を乗じた株数といたします。

(※6) 交付等が行われる当社株式等の上限株数は、上記の信託金の上限額を踏まえて、現時点での株価等を参考に設定しております。

なお、当社は、上記に加え、当社グループ会社の取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得のための金銭を各社の株主総会において決議された信託金の上限額の範囲内で拠出し、本信託内の当社株式は、各グループ会社の信託金の金額に応じて管理いたします。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(7)の信託金の上限額及び交付等が行われる当社株式等の上限株数の範囲内で、株式市場からの取得を予定しております。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものといたします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充てられます。信託報酬及び信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、当社及び当社グループ会社と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

なお、本信託を継続利用する場合には、当該残余金銭は株式取得資金として活用されます。

(11) 信託期間終了時の残余株式の取扱い

業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種の株式報酬制度として本信託を継続することができます。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

① 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
② 信託の目的	対象取締役等に対するインセンティブの付与
③ 委託者	当社
④ 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（予定） (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
⑤ 受益者	対象取締役等のうち受益者要件を満たす者
⑥ 信託管理人	当社及び当社グループ会社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦ 信託契約日	2018年7月26日（予定）
⑧ 信託の期間	2018年7月26日（予定）～2021年8月末日（予定）
⑨ 制度開始日	2018年7月26日（予定）
⑩ 議決権行使	行使しないものとします。
⑪ 取得株式の種類	当社普通株式
⑫ 信託金の金額	10.5億円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
⑬ 株式の取得時期	2018年7月27日（予定）～2018年8月27日（予定）
⑭ 株式の取得方法	株式市場から取得
⑮ 帰属権利者	当社
⑯ 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金等の範囲内とします。

（注）上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

【信託・株式関連事務の内容】

① 信託関連事務	三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。
② 株式交付関連事務	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

以上